



飲酒運転根絶ロゴマーク

7.13 飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない

飲酒運転

根絶

日

7.13

飲酒運転…発見したら
警察に通報!



交通安全対策七者連絡会議は飲酒運転根絶に向け全力で取り組みます。

(北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会、一般財団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道安全運転管理者協会)

公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

飲酒運転の根絶



飲酒運転根絶道民宣言



～今こそ、道民一丸となって北海道から飲酒運転を根絶しましょう!!～

- 私たちは交通ルールを遵守し、飲酒運転をしません。
- 飲酒運転を行うおそれのある人に対し、車両や酒類を提供しません。
- 飲酒運転の車両には同乗しません。
- 飲酒の場には車で行かない、行かせません。
- やむを得ず車でいったときは、公共交通機関や代行運転などを利用します。
- 飲酒運転を発見したときは、警察へ通報します。
- 「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちを持ち続け、北海道から飲酒運転をなくします。

道路交通法の主な内容

酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

違反点 35点→免許取消し

酒気帯び運転

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点 25点(0.25mg以上)→免許取消し
13点(0.15以上0.25mg未満)→免許停止
※()内の数値は呼気1リットル中のアルコール濃度

車両提供の禁止

罰則: 酒酔い運転

5年以下の懲役または100万円以下の罰金

罰則: 酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類提供の禁止

罰則: 酒酔い運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

罰則: 酒気帯び運転

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

同乗の禁止

罰則: 酒酔い運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

罰則: 酒気帯び運転

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転を根絶するために!

北海道飲酒運転の根絶に関する条例 《道民の責務》

- 飲酒運転をしない
- 飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める
- 道の施策に協力する
- 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努める
- 飲酒運転をしている人に対する制止に努める
- 飲酒運転を発見した場合等に警察官への通報に努める



飲酒運転根絶ロゴマークの積極的な活用をお願いします

使用
手続

飲酒運転根絶ロゴマークの使用をご希望の方は公益社団法人北海道交通安全推進委員会のホームページから申し込んでください。(原則無料です。)

[URL:<http://www.slowly.or.jp>]



飲酒運転…発見したら警察に通報

「今まさに、飲酒運転をしそう!している!」という情報は、110番通報又は最寄りの警察署への連絡をお願いします。

